

服装規定

◎男子

(1) 制服

ア 上着：学生服は標準型学生服（標準マーク付きで、白カラー取り付けタイプ又はラウンドカラータイプ）とし、体に合ったものを着用すること。ボタン、バッジは本校規定のものとする。

イ 夏季制服：本校規定のマーク付きのものとする。購入する場合は購買に注文する。着用の時期については別に指示する。

ウ ズボン：黒の標準型（標準マーク付き）、ベルト使用（黒・紺・茶）。

(2) 頭髪：頭髪は常に清潔にし、自然の髪型で整髪に心がけることとする。パーマ、毛染め等をしてはならない。

(3) その他：眉毛、額等を剃りこんではならない。また、ひげを伸ばしてはならない。

◎女子

(1) 制服

ア 上着、ベスト、スカート、ネクタイ、ボタン、バッジは本校規定のものとする。

イ 長袖ブラウス（半袖ブラウス）は、台衿シャツカラー（白）とし、ボタндаウン等は禁止する。

ウ 盛夏用ブラウスは、本校規定のものとする。購入する場合は購買に注文する。

エ スカートの長さは、膝頭が隠れる程度とし、加工等をしない。

オ 制服は冬季用、夏季用、盛夏用となるが、着用期間は別に指示する。

(2) 靴下：黒色ストッキングまたはタイツ

夏季は原則白ソックス着用とするが普段は紺・黒ソックスも許容する。（ワンプoint可）

冬季は防寒用としてストッキングまたはタイツの上に紺・黒ソックスを着用してもよい。

(3) 頭髪：頭髪は常に清潔にし、自然の髪型であること。

パーマ、カール、毛染め等をしてはならない。

前髪は眉を隠さないようにし、肩にかかるような長い髪は束ねる。

(4) その他：眉毛を剃ったり、化粧の類は一切してはならない。

◎ その他（男女共通）

防寒着：華美なものは避ける。

通学靴：一般的な学生靴とする。スポーツシューズ・スニーカーも認める。

バッグ：教科書・教材等の入るファスナーや蓋のあるもので、高校生として通学にふさわしく華美でないもの。

◎ 服装は常に高校生らしいものとする。

附則 平成22年12月20日一部改正

平成29年12月19日一部改正

令和2年12月21日一部改正